

環境共生住宅認定書 (個別供給型/システム供給型)



認定No. _____



環境共生住宅認定規定に基づき
下記の住宅を環境共生住宅として認定する

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター
理事長 村上周三

申請者

環境共生住宅の名称

建設地又は供給地域

供給型

建て方

構造型式

CASBEEランク

提案技術の種類

認定有効期限

認定図書名

環境共生住宅認定書（集合・団地）



認定 No. _____



環境共生住宅認定規定に基づき
下記の住宅を環境共生住宅団地として認定する

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター
理事長 村上周三

申請者 _____

環境共生住宅の名称 _____

建設地 _____

提案技術の類型 _____

環境共生住宅認定書 付属書 1

環境共生住宅認定 付属書

本付属書は、環境共生住宅認定書の記載事項を補足し、認定内容をより明確にするためのものである。

認定No.

申請者

環境共生住宅の名称

この住宅は、CASBEEランクがA以上であり、かつ下表中に示す【特定評価項目】をすべて満たしていると評価されたので、これを環境共生住宅として認定する。

特定評価項目

- 1.高度な熱損失の低減
- 2.再生可能エネルギー等の利用
- 3.高度な耐久性
- 4.維持管理のしやすさ
- 5.水資源の高度有効利用
- 6.地域の水循環への積極的な配慮
- 7.積極的な緑化
- 8.まちなみ景観への配慮
- 9.人の健康・環境に配慮した建材の使用の徹底

【ご注意】

この環境共生住宅の認定は、申請された設計図書等に基づいて行ったものです。

については、以下の①又は②のような可能性があるときは、環境共生住宅の認定を受けていることを購入者等に対し表明する際、認定が取り消される可能性があることについても併せてお知らせください。

①申請内容の変更（軽微な変更を除く）の結果、認定基準を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることとなります。

②複合用途建築物で、非住宅部分の用途その他環境性能に関わる部分が未定の場合に、想定した用途等の範囲を設定して評価を行い、認定をしています。

従いまして、非住宅部分の用途等が確定した後、用途等が想定された範囲を超えた結果、認定基準を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることとなります。

環境共生住宅認定 付属書 2

環境共生住宅認定 付属書

本付属書は、環境共生住宅認定書の記載事項を補足し、認定内容をより明確にするためのものである。

認定No. _____ 申請者 _____

環境共生住宅の名称 _____

この住宅は、下表中に示す【必須条件】をすべて満たし、かつ2つ以上の先導的な技術提案に該当する提案内容の欄に特記された【技術提案】において、環境共生に資するより高度な取り組みがなされていると評価されたので、これを環境共生住宅として認定する。

先導的技術提案	I. 省エネルギー型	II. 資源の高度有効利用型	III. 地域適合・環境親和型	IV. 健康快適・安全安心型
提案内容	1. より高度な熱損失の低減	1. より高度な耐久性	1. 地域の生態環境との高度な親和	1. 内外の適切なバリアフリー化の徹底
	2. より高度な日射の制御	2. 変化対応型構工法の採用	2. 地域の水資源への十分な配慮	2. 適切で十分な通風・換気性能の確保
	3. 太陽エネルギーのハッシブ利用	3. ロー・エミッション化	3. 地域の緑化への積極的な配慮	3. 人の健康・環境に配慮した建材の使用の徹底
	4. 太陽エネルギーのアクティブ利用	4. リサイクル建材の積極利用	4. 豊かな内外の中間領域の創出	4. 高度な遮音・防音性能の実現
	5. 未利用エネルギーの積極活用	5. 水資源の高度有効利用	5. より高度で総合的なまちなみ・景観への配慮	5. 住宅の性能保証や維持管理に関するアフターサービスの充実
	6. 高効率設備機器の採用	6. 生活廃棄物分別収集の建築的支援	6. 地位文化・地域産業の反映	6. 住宅の性能、構工法、材料、設備機器等に関する情報サービスの提供
	7. その他	7. その他	7. その他	7. その他
必須条件	省エネルギー性能：日本住宅性能表示基準 省エネルギー対策等級3	耐久性：日本住宅性能表示基準 劣化対策等級3 維持管理：日本住宅性能表示基準 維持管理対策等級2(専用配管) 節水：節水機器の採用	立地環境への配慮： 雨水の地下浸透、緑化、 まちなみ・景観の向上	バリアフリー： 住宅金融公庫基準金利の バリアフリー基準 室内空気質： 良好な室内空気質を確保するための材料等の制限

【ご注意】
この環境共生住宅の認定は、申請された設計図書等に基づいて行ったものです。
ついでに、以下の①又は②のような可能性があるときは、環境共生住宅の認定を受けていることを購入者等に対し表明する際、認定が取り消される可能性があることについても併せてお知らせください。
①申請内容の変更(軽微な変更を除く)の結果、認定基準を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることとなります。
②複合用途建築物で、非住宅部分の用途その他環境性能に関わる部分が未定の場合に、想定した用途等の範囲を設定して評価を行い、認定をしています。
従いまして、非住宅部分の用途等が確定した後、用途等が想定された範囲を超えた結果、認定基準を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることとなります。